

○福岡県公安委員会宛ての苦情等取扱要領の制定について（概要）

（平成24年福岡県警察本部内訓第34号）

この内訓は、公安委員会宛ての苦情等を適正かつ迅速に処理するため、必要な事項を定めたものである。

主な内容として

- 標準的処理期間
- 受理の報告
- 調査等
- 調査等の結果の報告
- 処理の結果の通知

などの項目からなっている。